

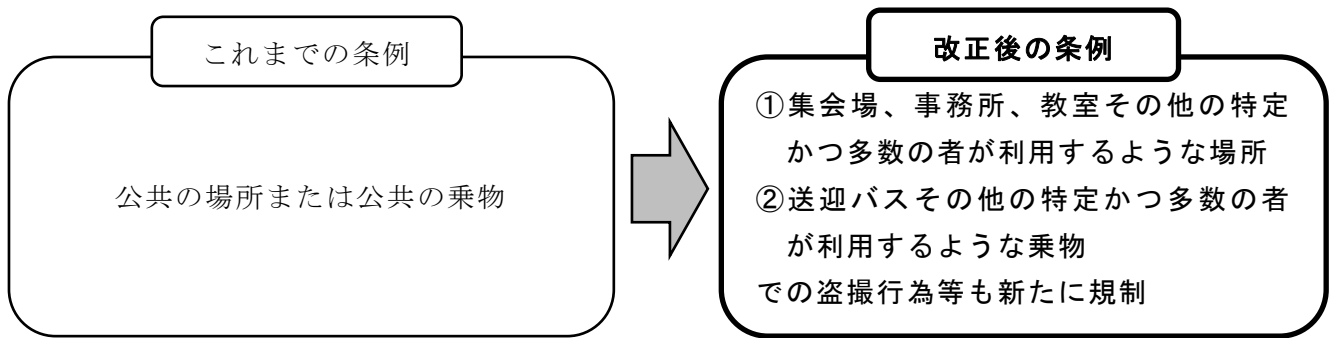
「福井県迷惑行為等の防止に関する条例」の改正概要について



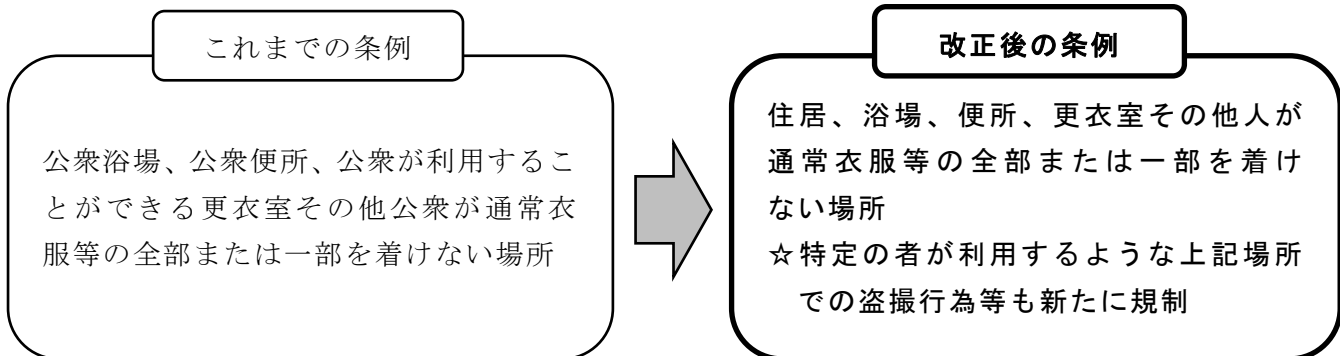
1 「卑わいな行為の禁止」における規制等を拡大します。

(1) 盗撮行為等の規制場所の拡大

ア これまで盗撮行為等を規制していた「公共の場所」、「公共の乗物」に加え、集会場、事務所、教室その他の「特定かつ多数の者が利用するような場所」、送迎バスその他の「特定かつ多数の者が利用するような乗物」での盗撮行為等を新たに規制対象とします。

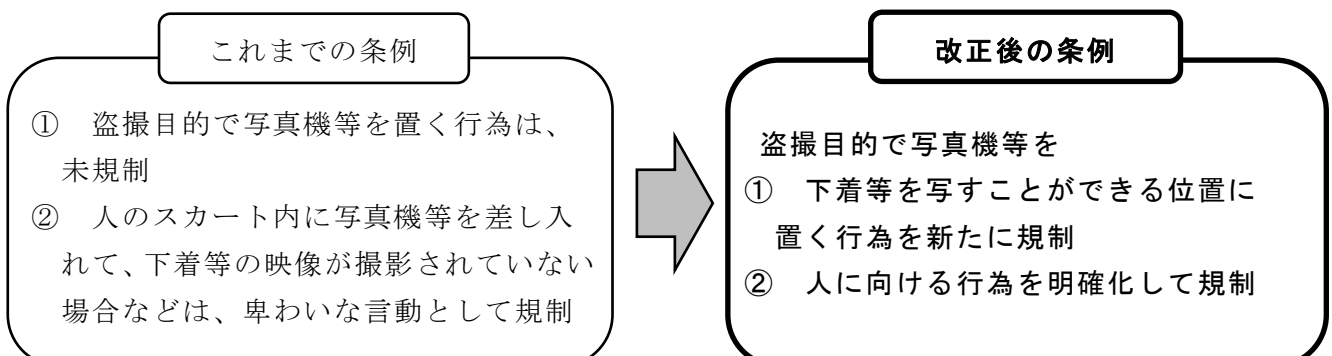


イ これまで、公衆が利用する浴場、便所、更衣室等での盗撮行為等を規制していましたが、この場所を拡大します。



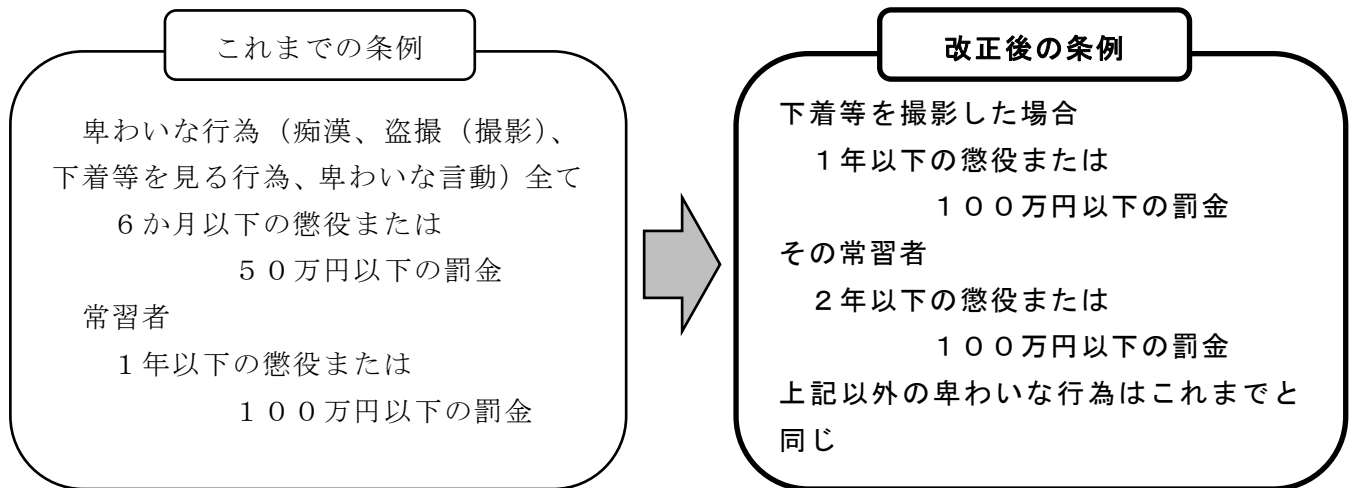
(2) 規制行為の追加

盗撮目的で、写真機等を「下着等を写すことができる位置に置く」、「人に向ける」行為を規制します。



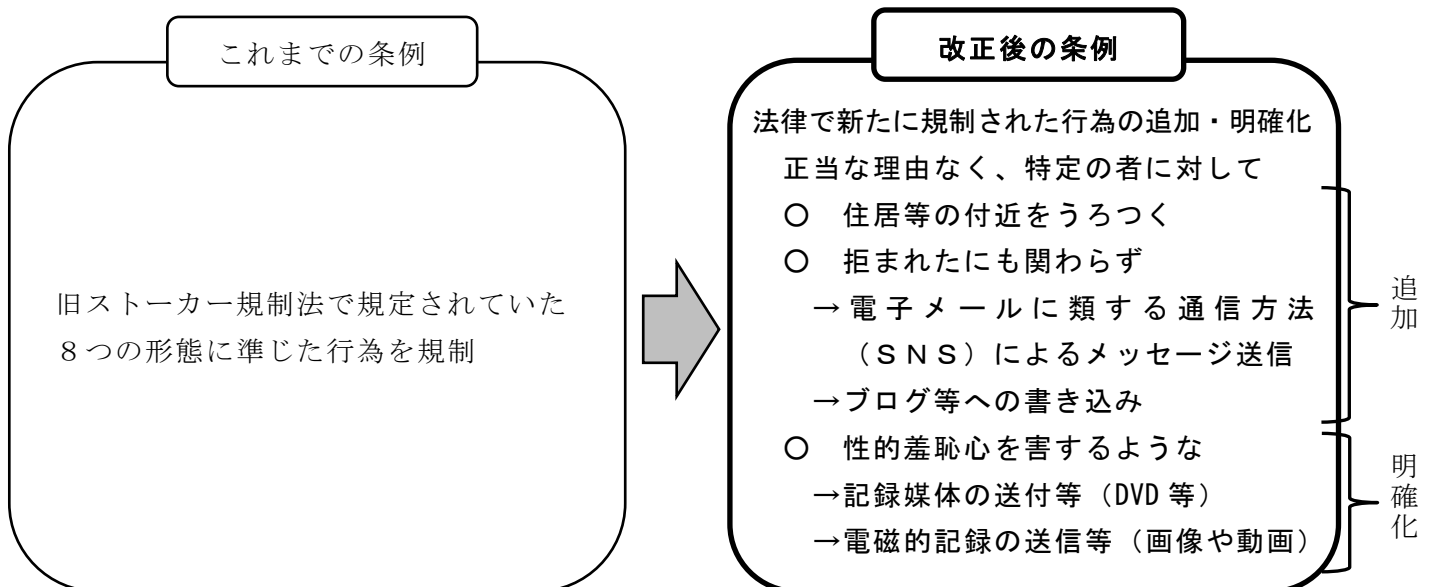
(3) 盗撮行為で撮影した場合の罰則強化

盗撮行為で下着等が撮影された場合、その画像は、削除しない限り長く保存され、繰り返し閲覧が可能となること、インターネット等に拡散されれば、すべてを削除することは著しく困難となる等、悪質性が高いため、罰則を強化します。



2 「嫌がらせ行為の禁止」の規制行為を追加します。

ストーカー規制法が改正されたことに伴い、嫌がらせ行為についてもこれと同様の行為を規制します。



※ ストーカー規制法に抵触する事案は同法により規制されます。

- ・ 恋愛感情に基づく嫌がらせ行為 → ストーカー規制法で規制
- ・ 恋愛感情に基づかない嫌がらせ行為 → この条例で規制

3 「粗野または乱暴な行為の禁止」に規制行為を追加します。

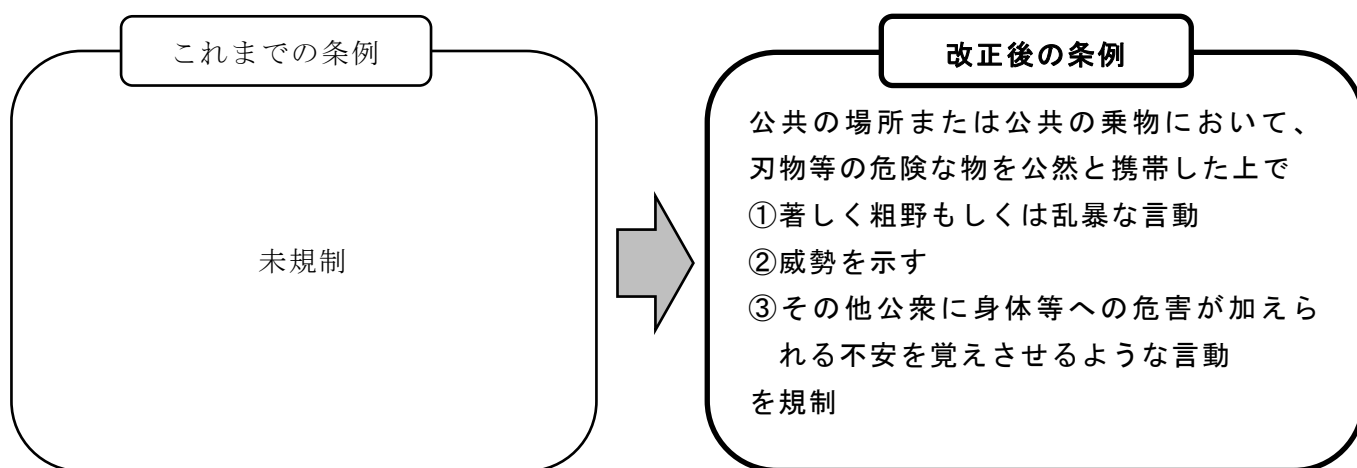
(1) 概要

凶器等の危険物を所持、携帯する行為については、銃砲刀剣類所持等取締法や軽犯罪法において規制されていますが、これら規制の及ばない事案が発生しているため、『正当な理由がないのに、刃物、鉄棒、木刀等の危険な物を公然と携帯した上で、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示し、その他通行人、入場者、乗客等の公衆に身体等への危害が加えられる不安を覚えさせるような言動』を新たに禁止します。

(2) 罰則

違反者には、50万円以下の罰金、拘留または科料が科されます。

また、常習者には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。



改正条例は平成29年12月1日に施行！！



改正後の条文は福井県のホームページ内「福井県条例規則集」で確認できます！！※平成29年11月末更新予定

